

## 令和5年度事業計画

昨年の出生数が人口統計開始以降最も少ない79万人余となるなど、少子高齢化や人口減少が急激に進む中で、労働や地域活動などを担う人材の不足が現実的な課題となってきており、豊かな知識や経験を持つ高齢者がその力を発揮していくことが、より一層重要になっております。

本県のシルバー人材センターは、これまでも、就労機会の提供を通じて、高齢者の生きがいづくりと地域活力の維持・向上に貢献する活動を行ってきており、今後とも、地域の実情を踏まえながら、こうした取り組みを積極的に行っていくことが強く求められております。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業面は全体的な回復までには至っておらず、また、企業における70歳までの就業機会の拡大が進んできていることに加え、消費税に係るインボイス制度（適格請求書等保存方式）が本年10月から導入されるなど、シルバー事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このため、今年度は、中期計画に基づき、県内の各シルバー人材センターとの連携を密にしながら、状況の変化に的確に対応するとともに、事業の重点化と効率化を図り、より効果的な取り組みとなるよう進めていきます。

会員拡大については、マスメディアや市町村広報紙等による周知広報を充実するとともに、地域や会員のニーズに合わせた就業体験や入会説明会等を実施し、新たな入会を促進します。就業機会の拡大については、昨年度実施したニーズ調査結果を活用し、高齢者就業について関心を持つ事業所等に対し、会員拡大と併せた働きかけを実施するほか、地域ニーズの高い学童保育、介護やデジタル関連分野等について、事例紹介や技能講習等を行い、会員の就業を推進します。

安全就業の推進については、特に墜落・転倒事故や草刈時の石飛事故の防止を重点として取り組むとともに、新型コロナウイルスの感染状況にも留意しながら、熱中症予防、健康管理なども含めた各種事業を実施し、会員が事故無く健康で安心して就業できる環境づくりを進めていきます。

適正な事業実施や諸課題への対応として、各種委員会の開催や意見交換の機会提供等を行うほか、業務の効率化や専門知識等の習得のため、会員のデジタル技術活用力の向上を含めた研修機会の充実を図っていきます。

インボイス関係については、引き続き、労働局、県等への要請活動を行うとともに、インボイス制度対応検討委員会において、制度導入後の状況把握や請負契約方法の見直しへの対応等についての検討を行っていきます。

コロナ禍からの回復がようやく見えつつある中であって、県内25のシルバー人材センターと連携協力しながら、回復の動きを確実なものにし、今後の発展に結びつけていくことができるよう、積極的に事業を進めていきます。

# I シルバー人材センター事業

## 1 中期計画に基づく事業運営

令和元年度に策定した中期計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、センターと連携、調整しながら事業を実施し、目標達成に向けて実績等の分析を行うとともに、必要に応じ計画の見直しを図りつつ着実な業務運営を行う。

- ・中長期計画策定委員会の開催（2月、1回）

## 2 会員の拡大と支援

中期計画の「会員の拡大と充実」の取組項目に基づき事業を実施するとともに、PDCAによる目標管理を行い、センターに必要な指導、助言を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した会員数をコロナ禍前（令和元年度）の水準に回復させることを最重点に企業退職者や女性に重点を置きながら、効果の期待できる取組みを積極的に実施する。

## 3 就業機会の拡充

シルバー人材センター事業の理念と目的に即し、会員の多様なニーズと地域のニーズに応えられるよう、次の事項について取組を行う。

### (1) 新規の就業開拓（請負、派遣事業）

県からの受託事業である高齢者の新規就業支援事業を活用し、以下の取組を行う。

- ・センターの要望がある業界または企業等への訪問、企業における高齢者の就業ニーズ等を含めた高齢者活用の周知と情報収集
- ・デジタル技術を活用できる就業機会の開拓
- ・広域展開企業（スーパー・流通関係等）への受注開拓並びに情報収集・提供
- ・地域（発注者）ニーズに係る情報の収集・提供

### (2) 派遣事業の拡大

実施事業所（25センター）と連携し、就業開拓及び会員拡大の取り組みと連動しながら、人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野など、高齢者が担い手として活躍することが期待されている分野への派遣を進める。また、連合会と実施事業所が派遣業務について高齢法並びに労働者派遣法等に則り適正かつ円滑に運営するため、シルバー派遣事業運営委員会を開催し諸課題について検討するほか、個別事案に係る弁護士等の専門家による法律相談、助言等により、職員の労働関係法令の知識、対応力を強化する。

- ・シルバー派遣事業運営委員会の開催（9月、2月 2回）
- ・派遣事業担当者ブロック会議の開催（10月～12月 5地域各1回）
- ・派遣就業会員の教育訓練（20回）
- ・シルバー派遣ハンドブック（年末調整用）の作成、配付（10月 2,000部）
- ・事業実施に関する指導助言

### (3) 職業紹介事業

高齢法並びに職業安定法等の関係法令に則り、実施事業所（18 センター）が主体となって実施できるよう運用等の指導を行う。

### (4) 高齢法第 39 条に基づく労働者派遣事業の業務拡大への対応・支援

適正就業の視点にも立って希望センターと十分連携し、発注者のニーズ及び会員のニーズを地域産業の現況、労働力の需給状況等を見定め、経済団体や労働団体の意向も勘案しながら迅速に知事の指定を受けるべく適切な対応を図るとともに、既に業務拡大の指定を受けた地域における実績向上のための指導等を行う。

また、業務拡大に伴う雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応を図る。

### (5) 技術のスキルアップ

国の委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）や補助事業（サポート事業）等を活用した技術講習を実施する。

- ・会員の技術向上を目的とした講習の開催（5 地域 各 2 回）
- ・会員向けスマホ等デジタル機器操作研修会（5 地域 各 2 回）

### (6) 地域社会に貢献する諸活動

地域文化の伝承や、景観、安全、防犯等の面から重要課題となっている空き家対策、介護等の人手不足分野へ会員が積極的に取組んでいけるよう、県内外の好事例の情報提供を行う。

### (7) 適正就業の確保

公益法人として法令遵守の立場から、不適正な就業の根絶に向けて適正就業ガイドラインに沿った業務運営となるよう以下の取り組みを行う。

- ・適正就業に関する指導・援助の実施
- ・山形労働局定期検査や労働基準監督署調査の事前指導の実施
- ・全シ協受注リストを活用した調査の実施
- ・全シ協委嘱シルバー人材センター事業指導事業の実施

（酒田市 SC、長井・西置賜地域 SC、尾花沢市 SC、朝日町 SC、小国町 SC）

## 4 安全就業の推進

各センターと連携し、重篤事故や損害事故の撲滅を図っていくため事故事例を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、役職員、会員の安全意識の醸成を進めるとともに、健康管理を含めた安全対策を徹底する。

特に、発生件数の多い墜落、転倒事故及び草刈り時の石飛び事故について防止対策の徹底を図っていく。

- ・安全就業対策推進委員会の開催（7 月、9 月、2 月 3 回）
- ・シルバー人材センター安全強化月間（7 月）及び安全点検の日（毎月 6 日）の設定による会員への安全意識啓発

- ・安全就業に関する標語の募集（7月）
- ・安全就業巡回訪問の実施（7月～9月）
- ・安全就業推進員研修会の開催（10月）
- ・安全就業推進大会の開催（10月）
- ・安全就業先進地視察研修（10月）
- ・安全就業担当職員研修会の開催（11月）
- ・安全就業講習の開催（4地域6回）
- ・安全就業に関する情報の収集、提供
- ・安全就業に関する指導・相談の実施
- ・啓発チラシの作成、配布（3種：7月 9月 12月）
- ・事故報告書の作成、配付（7月）
- ・安全標語ステッカーの作成、配付（10月）
- ・ヒヤリハット事例集の作成、配付

#### 5 高齢者活躍人材確保育成事業（山形労働局委託事業）

新規会員や新たにシルバー人材センターを活用する企業の増加を目的として、①シルバー人材センターに関する周知・広報、②高齢者とシルバー会員（新たな職種希望、昨年度1年間未就業）の就業意欲の喚起や企業等のシルバー人材センター活用を促進するための就業体験、③高齢者等の就業意欲の喚起と技能習得のための技能講習等を実施する。

- ・令和5年度事業目標：新規入会者189名
- ・マスコミを活用した広報の実施
- ・ポスターの作成
- ・セミナー（7回）の開催
- ・就業体験の実施（135人）
- ・技能講習の実施（14講習）
- ・関係機関等との連絡会議の開催（1回）

#### 6 高齢者の新規就業支援事業（山形県委託事業）

現在職に就いていない60歳以上の高齢者の新規就業促進を目的に高齢者を活用する企業の掘り起こしを行い、ハローワークへの新規求人やシルバー人材センターへの加入による就業につなげる。

また、デジタル分野（パソコン・モバイル端末の使用等）への就業開拓についても進めていく。

- ・令和5年度事業目標：企業等への訪問件数400件、新規就業者数年間150名
- ・センターの要望がある業界または企業等への訪問、企業における高齢者の就業ニーズ等を含めた高齢者活用の周知と情報収集（再掲）
- ・広域展開企業（スーパー・流通関係等）への受注開拓並びに情報収集・提供（再掲）

- ・該当地区センターへ訪問先事業者ニーズ等の提供
- ・高齢者の就業意欲の向上に結びつくチラシやHP等による広報

## 7 普及啓発の展開

シルバー人材センターの目的や事業内容について県内各界各層からの理解を深めるため、あらゆる機会をとらえてシルバー人材センターの活動や地域貢献の取組みを広く周知する。

また、シルバー事業には従来型の仕事のみならず、多種多様な就業の場があることを広く周知し、イメージの向上を図るとともに、地域の高齢者の加入を促進するため、以下の項目を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

(1) 普及啓発促進月間（10月）の取り組みへの支援

(2) 広報活動の展開

- ① マスメディアを活用した広報の実施
- ② 自治体広報紙等の活用
- ③ ホームページの活用
- ④ SNSを活用した情報発信

(3) 広報コンテンツ・頒布物の作成及び活用促進

- ① 事業概要の作成・配布（10,000部）
- ② オリジナルカレンダーの作製・配布（3,000部）
- ③ オリジナルカレンダー用写真の募集（5月～）
- ④ 普及啓発用ポスターの作製・配布（100枚）

(4) センターの広報活動の支援

センターが実施する広報活動に対して、広報コンテンツやノウハウ等の提供等によって支援を行う。

また、効果的な広報戦略、SNSを活用した有効な情報発信など、広報に関するスキル向上に向けた情報提供を行う。

## 8 調査、現状の分析

各センターが会員勧誘や就業開拓、安全就業対策等の基礎資料とするための会員数、受注件数、就業延人員、契約金額、事故数等を収集、集計、分析し、情報提供を行う。

- ・「会員・事業実施報告書」の取りまとめ、配付（毎月）
- ・「会員・事業実績速報値月次調査（全シ協）」の作成、報告（毎月）
- ・「事故発生状況調査報告書」の作成、配付（毎月）
- ・「事業統計年報」の作成、配付（9月 250部）

## II 法人運営支援及び管理

### 1 法人運営に関する指導・支援

シルバー人材センターの組織及び事業運営に関する相談・指導を、専門家や全シ協へアドバイスも求めながら、年間を通して実施する。

#### (1) 日常業務に対する援助・指導

運営上の諸問題や規程等の解釈、経理の処理方法等について、随時相談・指導を行う。

#### (2) 事業運営等に対する専門相談・会計指導

法人の運営や会員の就業などについて、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等を活用した専門的な相談・指導を行う。

#### (3) 訪問による実地指導

- ・シルバー人材センター事業指導事業の実施（再掲）
- ・山形労働局検査立会及び事前指導の実施（再掲）
- ・労働基準監督署調査立会及び事前指導の実施（再掲）

#### (4) シルバー事業のデジタル化の推進

シルバー事業においてもデジタル技術を取り入れた事業展開が出来るよう全シ協と連携したシステム環境の整備と関係者のデジタルリテラシー向上を推進していく。

- ・職員向けデジタル関連研修会の開催（8月 1回）

#### (5) インボイス制度検討委員会による検討

令和4年度年度に策定した山形県シルバー人材センター連合のインボイス制度対応基本方針に基づき、当面の第1期経過措置期間（令和5年10月～令和8年9月）に対応できる態勢を整えていく。

また、現在検討が進められている請負契約方法の見直しについても、適切に対応できるよう検討していく。

- ・インボイス制度検討委員会の開催（2月 1回）

### 2 役職員の研修の実施

シルバー人材センターの抱える課題の解決と運営の質的向上を図るため、理事等役員の職責・役割の重要性認識と事務局職員の能力や対応力向上を目的とした研修を充実する。

- ・理事長・役員（理事・監事）合同研修会（8月 1回）
- ・インボイス制度対応経理実務研修会（9月 1回）
- ・労働関係法に関する研修会（7月 1回）
- ・職員コンプライアンス研修会（9月 1回）
- ・個人情報取扱研修会（9月 1回）
- ・経理担当者の実務研修会（2月 1回）
- ・ブロック研修会（5地域 各1回）
- ・安全就業推進員研修会（再掲）

- ・安全就業担当職員研修会（再掲）
- ・職員向けデジタル関連研修会（再掲）

### 3 賛助会員の拡大

連合会の目的に賛同し、事業に理解・協力していただける連合会のサポーター的存在である賛助会員の拡大に向けて、各種団体、企業等への働きかけを行う。

### 4 国・地方公共団体への要請活動

シルバー人材センターでは介護・子育て支援など公益的事業を数多く実施するほか、国や地方自治体の政策を補完する公共的役割も担い、地域にとって不可欠な存在となっている。

こうした役割を担うセンターの安定した運営を確保するため、国・地方自治体に対し補助事業の拡大、業務の発注などについて要請活動を行う。

### 5 諸会議の開催

当連合会の運営及び事務事業の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

- ① 理事会 年6回（5月、6月、7月、11月、3月（2回））
- ② 定時総会 年1回（6月）
- ③ 三役会議 随時
- ④ 理事長会議 年1回（11月）
- ⑤ 事務局長会議 年3回（7月、11月、2月）